

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年11月18日から開始します。
その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、
令和7年11月18日から令和7年12月3日まで一般の縦覧に供
します。

令和7年11月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類	県道	
路線名	供用開始の区間	備考
東京丸子横浜	川崎市中原区木月住吉町1957番5先	
	川崎市中原区木月2丁目707番14先	